

QA

該当条文		Q	A
第 20 条 (体験の機会 の場の認定)	認定事務	体験の機会の場の認定は法定受託事務か。また、認定基準の詳細は誰が定めるのか。	体験の機会の場の認定は自治事務であり、基本的な考え方については国が定めておりますが、詳細については、各地方公共団体が必要に応じて定めることとなります。
		認定事務を施行するための条例の成立が、法の完全施行日である 10 月 1 日以降となる場合、条例成立後の申請受付開始という形をとってもよいか。	国として問題とする考えはありません。 なお、成立前に申請がなされた場合には、とりあえず受理のみ行い、条例制定や体制整備後に処理していくことが望ましいと考えます。
	体験の内容	どのような活動が、体験の内容として適当なのか。	例えば、豊かな自然環境において生物と触れ合う機会を設ける自然体験活動や、資源リサイクルや省エネルギー・自然エネルギーなどの環境保全に係る事業者の取組の体験活動等であって、下記の考え方を取り入れたものを想定しています。 ・自然環境や事業活動を題材として、自ら考え、実際に行動をし、学習する機会を提供するものであること ・参加者同士又は解説員との双方向コミュニケーションを通じて、環境保全に関する気付きを促すものであること ・参加者同士又は実施者と協働するプロセスを含むものであること
	申請主体	認定の申請ができるのは、対象となる土地または建物の登記をしている主体か。	土地又は建物における所有権や、賃借権や使用貸借権など使用収益権を有する者は、当該権限を登記していない場合であっても、申請をすることができます。
		学校教育機関は申請者となり得るか。	土地又は建物の所有者等が「国民、民間団体等」である場合（私立学校を設置する学校法人等を含む。また、国立・公立大学法人は含まない。）に該当し、かつ、自らが所有する大学の演習林、小学校のビオトープなどを、公開講座として部外者にも体験させる場合などは申請者となり得ます。しかし、内部利用のみの場合は該当しません。
		任意団体は申請者となり得るか。	申請者となり得ます。
		申請者は、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等とされているが、行政が構成員に含まれている団体は申請者となり得るか。	一般的には、行政が構成員に含まれている場合、「国民、民間団体等」には該当しなくなるため、申請者にはなり得ません。

該当条文		Q	A
第 20 条 (体験の機会 の場の認定)	申請主体	国有地や公有地については認定対象となるか。	国有地等の使用、占用等の許可を受けている場合や、指定管理者として施設の管理を行う場合については、権利を有しているとは言えないため、認定対象にはならないものと考えます。ただし、申請者が第3セクターの場合や、国有地や公有地の利用を行政と契約している者が行政の同意を得て申請する場合は問題ありません(例：国有地を借り受けているスキー場の経営企業が、自然体験の場として申請)。
		実績がなく新規に体験の機会の場を始める団体が申請をすることはできるか。	申請時に、直近の3事業年度における事業の実績を記載した書類を求めており、新規に事業を始めた団体が申請をすることはできません。ただし、事業継承等により実績とみなせる場合もあり得ます。
		株式会社等の営利事業者は申請者となり得るか。	申請者となり得ます。
	認定基準	認定基準の中に、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。」とあるが、事業の内容に応じて対象年齢を設定している場合は問題はあるのか。	事業の内容に応じて合理的な対象年齢を設定することは、問題ありません。
		第4項において、認定を取り消されて2年を経過しない者は申請をできないとされているが、その事実関係はどのようにして確認すればよいのか。	原則として、申請者の申告(誓約書等の徴収)又はヒアリングによる聴取を行うことにより確認します。
	教育委員会との協議	第5項において、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならないとされているが、教育委員会との協議がまとまらない場合でも認定することはできるのか。	認定の可否の最終判断は、都道府県知事が行うこととなりますが、協議がまとまらないことにつき合理的な事情がある場合を除き、双方の合意ができるよう協議を尽くすことが必要と考えられます。
	登録免許税	体験の機会の場の認定について登録免許税を徴収する理由はなにか。	登録免許税については、登録等に伴って得られる利益(信用力を含む。)を課税の対象とする租税であるとされています。 なお、事務手数料とは趣旨が異なります。
		登録免許税額 15,000 円の積算根拠はなにか。	国としては、他法令、他制度との整合性を図ったものです。
	手数料	国から都道府県に対し、都道府県が認定の手数料を申請者から徴収することについての何らかの指針等を示す予定はあるか。	各都道府県において認定の手数料を徴収するか否か、また金額をどうするかについては、自治事務として各都道府県の判断によるものであり、国から指針等を示す予定はありません。

該当条文		Q	A
第 20 条 (体験の機会 の場の認定)	事故発生時	認定を受けた体験の機会の場において事故があった場合、認定をした県が責任を負うことはあるか。	責任の有無は裁判等で判断されるものと考えます。 なお、事故発生時に備えて、施設賠償責任保険やレクリエーション保険への加入等を認定時に助言すること考えられます。
		認定した土地又は建物内において事件・事故等が発生した場合、都道府県知事等は認定を取り消す必要があるのか。	事件又は事故が発生した際は、報告徴収を行うなどして認定要件の適合性を確認し、当該要件に適合しなくなったと認める場合には、指導を行うか、あるいは認定を取り消すことができます。
	情報共有	他県で認定された体験の機会の場を把握しやすくする仕組みを作る予定はあるか。	文部科学省と環境省が連携して作成している環境教育・環境学習データベース「ECO学習ライブラリー」( <a href="http://www.eeel.go.jp/">http://www.eeel.go.jp/</a> )において、認定された体験の機会の場を掲載したいと考えます。
	制度運用	体験の機会の場の認定制度と似た制度を、条例等により既に運用している場合、その制度をもって当該認定制度の代替とすることはできないか。	当該認定制度は新たに法定されたものであり、他の類似制度を運用している場合であっても、それを本法令に基づくものとするのであれば、当該認定制度に適合した運用とする必要があります。
	異議申立て	申請者が都道府県知事等の不認定に異議があった場合、行政不服申立てはできるのか。	体験の機会の場の不認定及び認定の取消しに関して不服がある者は、行政不服審査法第6条に基づき、認定主体である都道府県知事に対して異議申立てを行うことが可能と考えられます。
第 20 条の 2 (認定の有効期間)		更新は、単に期間の更新をするものなのか、それとも新規申請時と同様に内容を審査するものなのか。	更新時においては、法第 20 条の 4 に基づく定期報告や報告徴収に基づいて入手する情報に基づいて、認定要件に適合しているかどうかの確認を行うことが望ましいと考えます。
第 20 条の 4 (報告、助言等)		認定民間団体等からの運営状況報告について、どのような内容について報告してもらう必要があるか。	認定要件の適当性を確認するために必要な事項としては、実施した事業の内容、実施日、利用者数、組織体制(事業実施、安全管理、建物・土地の維持管理)、収支実績、その他必要な事項が考えられます。
第 20 条の 6 (認定の取消し)		事業の内容が認定基準に適合しなくなった場合には、直ちに認定を取り消さなくてはならないのか。	個別の状況に応じた判断が必要となります。認定基準に適合しない程度が軽微である場合には、当該団体の指導にとどめて、経過観察を行うことも一案です。
第 20 条の 7 (大都市等の特例)		認定事務を行うとされている市町村(指定都市等)と他の市町村にまたがる場(指定都市等同士にまたがる場を含む。)についての申請があった場合、認定はいずれの主体が行うのか。	大都市等の特例には該当しないことから、認定は都道府県知事が行うこととなります。
第 20 条の 8 (2 以上の都府県にわたる 場合の認定等)		体験の機会の場の申請に係る土地又は建物が 2 以上の都府県にわたる場合に、国はどのような考え方にに基づき認定をするのか。	基本的には、各都道府県に分割申請されたと仮定した場合にどう考えるか照会し、該当都府県の考えがみな同じであれば、それらを尊重する考えです。